

報道関係者各位

令和8年6月30日（火）

【照会先】

山口労働局職業安定部需給調整事業室

室 長 通山 和男

需給調整指導官 桑田 哲男

（電話）083-995-0385

無許可の労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

山口労働局(局長：鈴木 輝美)は、令和8年3月12日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、山口県柳井警察署に告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、本日公表するものである。

記

第1 被告発人

- (1) エース・ウエスト株式会社
所在地 山口県柳井市古開作 656 番地1 第二門屋ビル
- (2) 同社 代表取締役
- (3) 同社 営業統括本部長

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法第5条第1項違反(無許可の労働者派遣事業)
同法第59条第2号(罰則)
同法第62条(両罰規定)

第3 事案の概要

被告発人は、本店を上記所在地に置き、令和3年9月1日から令和5年12月18日までの間、労働者派遣法第5条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者1名をA社に派遣し、A社の指揮命令下で労働に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

【参照条文】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）〔抄〕

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 （略）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第五条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者
- 三・四 （略）

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。